

堺市社会的養育推進計画（改定版） 概要

計画改定の背景

平成 28 年に児童福祉法等が改正され、こどもが権利の主体であることや、こどもの家庭養育優先原則が明確にされたことを受け、平成 29 年 8 月に国が「新しい社会的養育ビジョン」を示しました。これに基づき堺市でも「堺市社会的養育推進計画」を令和 2 年 3 月に策定しました。

令和 4 年、こども等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため児童福祉法が改正されました。

国の「社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書における社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針とすべき等の指摘がありました。

これらを受けて、国の策定要領に基づいて既存の本計画を見直します。

計画改定のポイント

- 令和 4 年改正児童福祉法の内容を踏まえ施策体系を見直し、「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」の項目を追加
- 各項目に「評価のための指標」を設定
- 当該指標により進捗状況を把握

関連計画

「堺市基本計画 2025」及び「堺市 SDGs 未来都市計画」を最上位計画とし、本計画の推進を通して、関連する重点戦略とゴールの達成に貢献します。

また、堺市のこどもとその家庭に関する施策を体系化し、妊娠・出産から乳幼児期、学童期及び青少年期に至る切れ目のないこども子育て施策の総合的な推進計画として策定する「（仮称）堺市こども計画（第 3 期堺市子ども・子育て支援事業計画）」（令和 7 年 3 月策定予定）の内容と整合を図りながら改定します。

計画改定の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

（現行計画では令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間）

基本的な考え方

こどもの最善の利益を図るため、家庭支援事業等を活用した予防的支援を行いパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底します。

代替養育を必要とするこどもに対しては、家庭養育優先原則に基づき、こどもの意向や状況等を踏まえて里親又はファミリーホームから代替養育先を検討します。これらのいずれも代替養育先として適当でなかったこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設等へ入所措置を行います。

前計画における代替養育を必要とするこどもの数の見込みについては、近年の子ども相談所の養護相談対応件数等を踏まえて時点修正します。里親等委託率は、乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上となるように努めます。児童養護施設等は、代替養育が必要なこどもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿の確保に留意し、小規模かつ地域分散化された施設環境を整えます。ただし、児童養護施設等の人材確保や育成面の状況把握をしながら慎重に進めます。

策定及び評価の方法

計画の改定にあたっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）のほか、里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下、懇話会等会議で意見を聴取しました。計画の進捗については、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を当該会議へ報告します。

＜策定要領 10 項目 主な整備・取組方針及び評価指標等＞

策定要領項目	主な整備・取組方針	主な評価のための指標																						
		令和 11 年度末目標値	令和 5 年度末実績値																					
1 当事者であるこどもの権利擁護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもへの意見聴取等措置については、こどもの最善の利益を考慮した上で、措置や委託・一時保護等を行います。 ○意見表明等支援事業については、里親やファミリーホームについても順次実施を検討します。 	○意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数 200 人	○意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数 28 人																					
2 こども家庭支援体制の構築等に向けた取組	○家庭支援事業のうち未実施の事業については、ニーズを踏まえて実施を検討します。	○子育て短期支援事業の利用者数 延べ 750 人	○子育て短期支援事業の利用者数 延べ 714 人																					
＜新規＞ 3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	○妊産婦等生活援助事業については、対象となる特定妊婦の見込み数や当該事業における必要性を検討します。	○妊産婦等生活援助事業の実施箇所数（既存事業の活用を含む。） 1 箇所	/																					
4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	<p>○令和 5 年度末の代替養育を必要とするこども数の実績 274 人と児童人口の変化率 0.885 から、令和 11 年度末の代替養育を必要とするこども数を 242 人としたうえで、策定要領に示されている潜在的需要の算出に有用と考えられるデータのうち「一時保護こども数」「子ども相談所における養護相談対応件数」の変化率を踏まえて補正し、令和 11 年度末の代替養育を必要とするこども数を 257 人と見込みました。</p> <p style="text-align: center;">【令和 11 年度末目標値】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">現行計画（令和 2 年 3 月策定時）</th> <th style="text-align: center;">改定後計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">代替養育を必要とするこども数</td> <td style="text-align: center;">312 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td style="text-align: center;">里親等委託が必要なこども数</td> <td style="text-align: center;">110 人</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="text-align: center;">257 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設で養育が必要なこども数</td> <td style="text-align: center;">202 人</td> <td style="text-align: center;">114 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">143 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 2 年 3 月の堺市社会的養育推進計画の策定時と同様の方法で算出した場合、令和 11 年度の代替養育を必要とするこども数は 209 人となり、策定時に見込んだ 312 人と比べると大幅に減少するため見込み方を変更した。</p>			現行計画（令和 2 年 3 月策定時）			改定後計画			代替養育を必要とするこども数	312 人	内 訳	里親等委託が必要なこども数	110 人	⇒	257 人	施設で養育が必要なこども数	202 人	114 人					143 人
現行計画（令和 2 年 3 月策定時）			改定後計画																					
		代替養育を必要とするこども数	312 人																					
内 訳	里親等委託が必要なこども数	110 人	⇒	257 人																				
	施設で養育が必要なこども数	202 人		114 人																				
				143 人																				

策定要領項目	主な整備・取組方針	主な評価のための指標																														
		令和11年度末目標値	令和5年度末実績値																													
5 一時保護改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護所について、現在の入所児童の状況や今後の見込み数を踏まえて更なる定員増について検討します。 ○児童養護施設等については、一時保護専用施設の設置に努めます。 	○一時保護専用施設の設置数 2箇所	○一時保護専用施設の設置なし																													
6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	○支援を必要とする家庭等に対し、援助方針会議等を通じて、家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養子縁組の成立件数 毎年2件 ○平均措置期間 49か月 ○親子再統合支援事業 5件 	○特別養子縁組の成立件数 毎年1件から3件																													
7 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組	<p>○目標達成に必要な里親を確保するため、登録里親を増やす取組を拡充します。</p> <p>○実親が安心して里親委託に同意できるよう、リーフレット等を用いて丁寧な説明を徹底します。</p> <p>【里親に関連する指標】</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和11年度末目標値</th> <th rowspan="2">令和5年度末実績値</th> </tr> <tr> <th>現行計画</th> <th>改定後計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">里親委託児童数</td> <td>110人</td> <td>114人</td> <td>56人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">里親等委託率</td> <td>全体</td> <td>35.3%</td> <td>44.4%</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>2歳未満</td> <td>46.0%</td> <td>75.0%</td> <td>42.9%</td> </tr> <tr> <td>2歳～学齢児未満</td> <td>37.3%</td> <td>75.0%</td> <td>31.1%</td> </tr> <tr> <td>学齢児以降</td> <td>32.2%</td> <td>33.0%</td> <td>15.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※里親等委託率＝（里親・ファミリーホーム委託児童数）÷（里親・ファミリーホーム委託児童数＋児童養護施設・乳児院入所児童数）</p>			令和11年度末目標値		令和5年度末実績値	現行計画	改定後計画	里親委託児童数		110人	114人	56人	里親等委託率	全体	35.3%	44.4%	20.4%	2歳未満	46.0%	75.0%	42.9%	2歳～学齢児未満	37.3%	75.0%	31.1%	学齢児以降	32.2%	33.0%	15.6%		
				令和11年度末目標値			令和5年度末実績値																									
		現行計画	改定後計画																													
里親委託児童数		110人	114人	56人																												
里親等委託率	全体	35.3%	44.4%	20.4%																												
	2歳未満	46.0%	75.0%	42.9%																												
	2歳～学齢児未満	37.3%	75.0%	31.1%																												
	学齢児以降	32.2%	33.0%	15.6%																												
8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	○市内児童養護施設等と情報交換しながら、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた検討をします。	○小規模グループケア（分園型含む）及び地域小規模児童養護施設の設置 現状から追加で2箇所	○小規模グループケア（分園型含む） 10箇所 ○地域小規模児童養護施設 1箇所																													
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	○児童自立生活援助事業については、こどもが置かれている状況や意向を十分に踏まえた上で、児童養護施設等での自立支援を行います。	○児童自立生活援助事業利用者数 10人	○児童自立生活援助事業利用者数 2人																													
10 児童相談所の強化等に向けた取組	○計画的な職員配置と人材育成を行います。	○職員配置数 児童福祉司 67人 児童心理司 33人	○職員配置数 児童福祉司 61人 児童心理司 31人																													